

## 災害から命を守るために

### ③ 名簿への登録方法

名簿への掲載を希望される場合や、登録情報に変更があった場合は、「避難行動要支援者名簿外部提供同意書」に必要事項を記入の上、市役所福祉課へ（同意書は申込先のほか、市ホームページでもダウンロードできます）。

避難行動要支援者名簿は対象者の個人情報を取り扱うため、本人の同意が無いと住所、氏名、連絡先などの情報を掲載することができません。

市では名簿情報を避難支援等関係者に提供して、災害時の安否確認や避難支援、日頃の見守りなどに活用することが、防災・減災のための重要な手段と考えています。また、地域の皆さんも対象と思われる方へのお声掛けや制度の周知にご協力をお願いします。

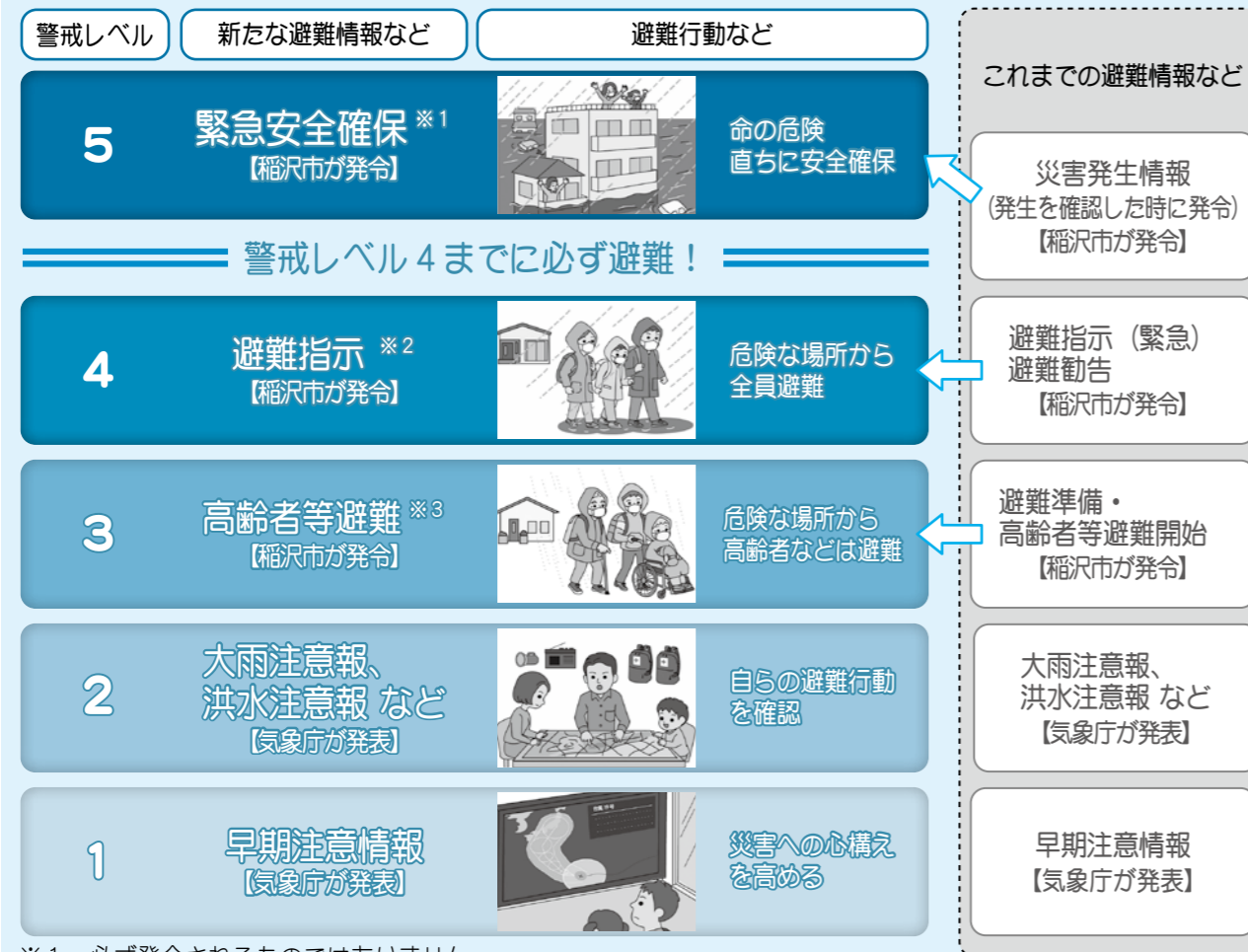
### 問合せ先

名簿掲載の同意確認について 市役所福祉課 ☎0587(32)1278

避難支援等関係者への名簿提供について 市役所危機管理課 ☎0587(32)1275

## 避難情報が変わりました！ 問合せ先 市役所危機管理課 ☎0587(32)1275 ID 1005315

災害対策基本法が改正され、「避難情報に関するガイドライン」が公表されました。これにより、従来の警戒レベル4「避難勧告」が廃止となり「避難指示」に一本化されるなど、避難情報が改定されました。



※<sup>1</sup> 必ず発令されるものではありません

※<sup>2</sup> これまでの避難勧告のタイミングで発令されます

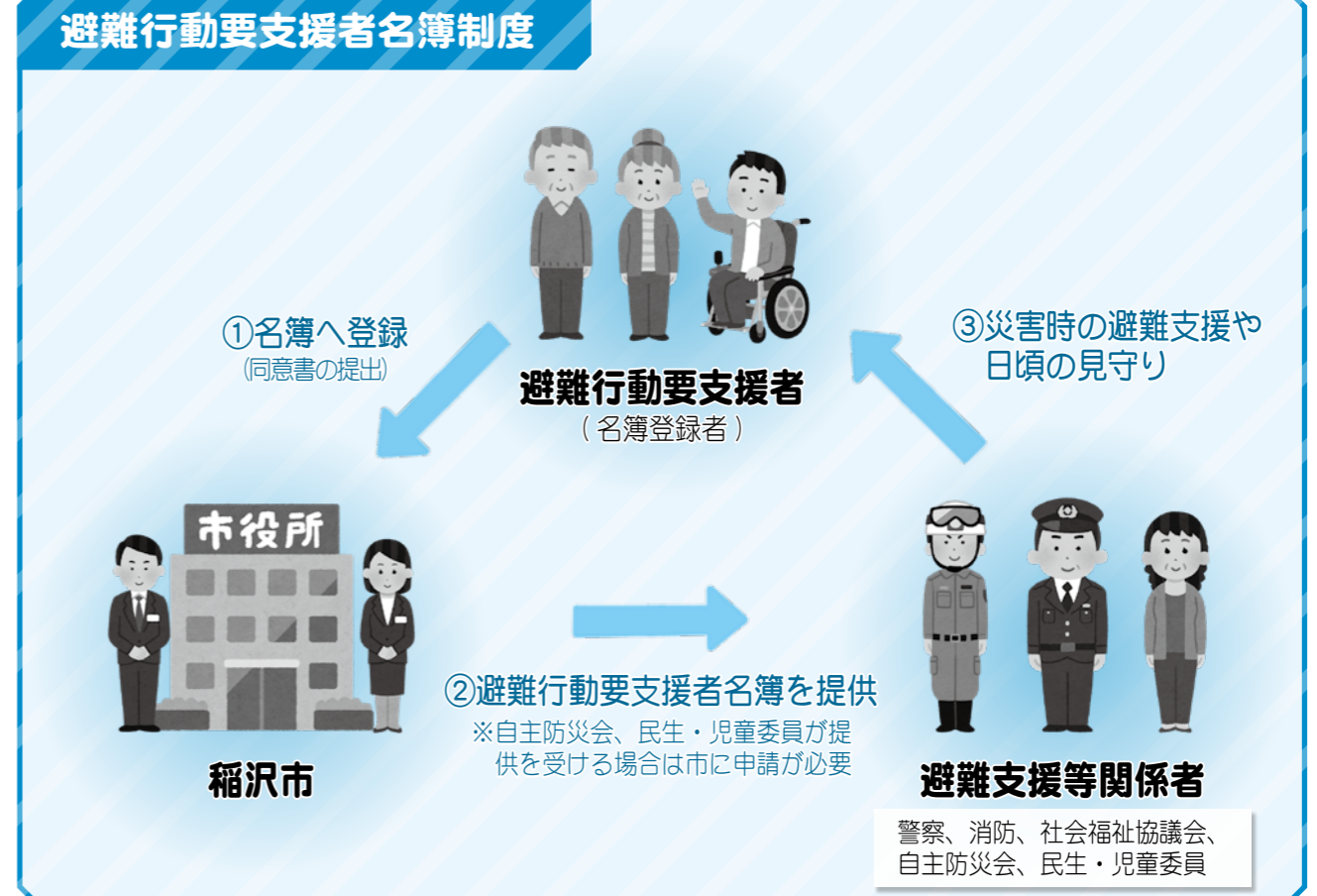
※<sup>3</sup> 高齢者等以外の方も必要に応じて避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです

# 災害から命を守るために

ID 1007788

災害時には行政による支援（公助）だけでなく、自分の命は自分で守る（自助）、地域で助け合う（共助）が重要となります。

市では、災害時に自ら避難することが困難と思われる方（避難行動要支援者）の安全確保のため、同意をいただき「避難行動要支援者名簿」を作成しています。



### ① 避難行動要支援者とは？

要配慮者のうち、自ら避難することが困難で、特に支援を必要とする方です。

要配慮者とは

- ①身体障害者1・2級、療育A判定、
- ②介護保険要介護3以上の方
- ③75歳以上の高齢者のみの世帯の方
- ④65歳以上の一人暮らし高齢者
- ⑤①～④に該当する方の他にこれらに準ずる方

### ② 名簿に掲載される情報は？

避難行動要支援者の住所・氏名・生年月日・性別・連絡先・支援を必要とする理由・居住地区の民生委員の情報が掲載されます。

※名簿に掲載される個人情報については、行政および避難支援等関係者において適正に管理し、避難支援目的以外には使用しません